

UPR 日本審査において提示された勧告に対する日本政府の回答  
(国連人権理事会第8会期における日本政府の提出文書仮訳)

国際連合

国連総会

配布：一般  
A/HRC/8/44/Add.2  
2008年6月12日  
原文：英語

人権理事会  
第8会期  
議題番号6

普遍的定期審査

普遍的定期審査作業部会による報告書

日本

添付文書

結論および/または勧告\*

---

\* 原注：この文書は、国連翻訳サービスに送付前に編集されてはいない。

## 結論および/または勧告

日本は、普遍的定期審査報告書草案 (A/HRC/WG.6/2/L.10) 第 60 段落の、下記副段落にまとめられた勧告をフォローアップすることを受け入れる：

副段落 2 および 3 (人権機関を設置すること)、副段落 7 (女性を差別するすべての法規定を廃止し女性に対する差別に関する対策を継続すること)、副段落 8 (マイノリティに属する女性が直面する問題に取り組むこと)、副段落 11 (性的指向および性自認に基づく差別を撤廃するための措置をとること)、副段落 14 (女性および子どもに対する暴力を減らすための施策を継続すること)、副段落 15 (女性と子どもとくに重点を置き、人身売買と闘う努力を継続すること)、副段落 16 (子どもの迅速な帰還を確保するメカニズムを開発すること)、副段落 17 (子どもへの体罰を禁止すること)、副段落 20 (難民認定を検討する手続を、拷問等禁止条約、およびその他の関連する人権条約に合致させ、必要とする移住者には法的支援を提供すること)、副段落 24 (ミレニアム開発目標のため、資金援助の提供および支援を継続すること)、副段落 25 (インターネット上における人権保護に関して他国と経験共有すること)、および副段落 26 (UPR フォローアップ過程において市民社会を参画させること)。

日本は、副段落 1 に記載された、市民的・政治的権利に関する国際規約第 2 選択議定書以外の国際条約の締結、副段落 4 で触れられた「継続招待」の発行 (訪問の日時・期間は作業レベルで調整される) ならびに、副段落 21 で触れられた「国際的視察団」の定義をより明確化した上でそれを許可する可能性を検討する。

普遍的定期審査報告書草案 (A/HRC/WG.6/2/L.10) 副段落 19 で表明された、アイヌ民族の人びととの対話およびその支援への関心を留意し、この問題に関する最新の進展について説明したい。

2008 年 6 月 6 日、日本の国会はアイヌ民族に関する決議を前回一致で採択した。この決議をうけて、日本政府は官房長官談話を発表した。日本政府は、官房長官談話に基づき政策・方針を計画する。

普遍的定期審査報告書草案 (A/HRC/WG.6/2/L.10) 第 60 段落の、下記副段落に含まれるその他の勧告に関しては、日本は下記のコメントを提示する：

### 副段落 5

日本は、アジア女性基金 (AWF) によって表されている、日本の人びとの (訳注：被害者への) 同情に関して、国際社会における理解を促進し続けている。また、日本は、この問題について人権条約機関と対話を持つことを継続している。

### 副段落 6

日本国憲法は、すべての人びとは法の下で平等であると定めている。日本は、その憲法および関連の国内法に基づき、いかなる形態の人種・民族差別もない社会を実現するため努めてきた。

#### 副段落 9

日本の立場は、UPR の報告書草案 ( A/HRC/WG.6/2/L.10 ) に記録されている、相互対話において述べられている。

#### 副段落 10

日本の立場は、UPR の報告書草案 ( A/HRC/WG.6/2/L.10 ) に記録されている、相互対話において述べられている。

#### 副段落 12

日本の立場は、UPR の報告書草案 ( A/HRC/WG.6/2/L.10 ) に記録されている、相互対話において述べられている。日本は、死刑執行停止措置の承認も、死刑廃止も検討する立場にはない。

#### 副段落 13

警察留置所において、警察は、被拘禁者を、その人権を念頭に置き適正に処遇している。日本は、代用監獄制度のもと、適正な処遇を確保する努力を続けている。すべての取調べの義務的録音またはビデオ録画を導入することには慎重な検討が必要だが、日本は、適正な取調べを確保するための努力を続けている。

#### 副段落 18

日本の立場は、UPR の報告書草案 ( A/HRC/WG.6/2/L.10 ) に記録されている、相互対話において述べられている。

#### 副段落 22

難民審査参与員は、広範な分野を専門とする専門家から任命され、参与員の意見を充分尊重するやり方で運用される二次的基盤において難民申請を調査する中立的第三者機関としての立場にある。

#### 副段落 23

日本は、人種・民族差別を扇動するいかなる意図も持たず、この制度を運用する中で、このような差別を扇動することがないように慎重に注意を払っている。この制度は、不法移住に対する厳しい法執行のため必要である。入国管理局の任務を実施する上で、人びとから提供される様々な情報は貴重である。

-----

( 仮訳 : IMADR-JC 事務局 )